

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日付 30 都市整区第 717 号

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）等によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日制定、平成31 年 3 月20日最終改正。以下「交付要綱」という。）に基づき、都内の都市構造を安全で安心な都市生活を実現できるものへと再構築するため、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図る宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）を実施する区市町村に対し、東京都（以下「都」という。）が当該事業に要する経費を補助するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）

がけ・擁壁の危険度調査により、所有者に危険であることの気付きを与えてその改修を促し、また、危険ながけ・擁壁の排水工、土留工等の応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）により、道路（高速自動車国道、一般国道、都道）、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路（以下「公共施設等」という。）、又は東京都防災都市づくり推進計画で指定された防災生活道路（以下「防災生活道路」という。）に接している一団の造成宅地の安全性を確保するために区市町村が行う、次の各号に掲げる事業

二 がけ・擁壁の危険度調査（以下「危険度調査」という。）

区市町村が行う宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 20 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定又は同法第 3 条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域における同法第 16 条第 2 項の規定に基づく勧告を行うために必要な、大地震等が発生した場合の一団の造成宅地のがけ・擁壁の危険度を評価するための調査

三 がけ・擁壁の防災対策（以下「防災対策」という。）

がけ・擁壁に崩落のおそれがあり、これを放置すると当該がけ・擁壁の崩落により

公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために区市町村が行う応急復旧工事

(対象者)

第4条 この要綱における補助金の交付対象者は、区市町村とする。

(補助対象事業)

第5条 この要綱の補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 交付要綱附属第Ⅱ編ロー13－(1)②に定義する宅地耐震化推進事業として社会資本整備総合計画に位置付けられた危険度調査又は防災対策
- 二 防災生活道路に接している一団の造成宅地において実施される危険度調査

2 この要綱の補助対象事業の内容は、第2章において定める。

(補助金額)

第6条 この要綱の補助金額は、次の各号に基づき算定する。

- 一 補助対象事業が前条第1項第1号に該当する場合、第2章に定める補助対象事業費から国庫交付金の特定財源を控除した額の2分の1以内の額を限度として、予算の範囲内の額とする。
- 二 補助対象事業が前条第1項第2号に該当する場合、第2章に定めるところにより、補助対象事業費の3分の1以内の額を限度として、予算の範囲内の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

第2章 補助対象事業

(補助対象事業の内容等)

第7条 この要綱の対象となる事業、補助対象事業費及び補助要件は、以下のとおりとする。

(第5条第1項第1号)

補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
危険度調査	調査・測量、地盤調査、安定計算に要する費用 ※補修・耐震補強に係る設計費を除く。	一団の造成宅地が次の事項に該当すること。 一 公共施設等に接していること。 二 盛土の高さが2m以上あり、当該盛土上に存在する家屋が2戸以上あること。

防災対策	がけ・擁壁の崩落を防止するために行う応急復旧工事に要する費用 ※本復旧費用を除く。	一団の造成宅地が次の事項に該当すること。 一 宅地造成等規制法第 20 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 3 条の規定に基づき指定された宅地造成工事規制区域における同法第 16 条第 2 項の規定に基づく勧告、災害対策基本法第 60 条の規定に基づく避難の勧告等がなされていること。 二 公共施設等に著しい被害を及ぼすおそれがあること。 三 盛土の高さが 2 m 以上あり、当該盛土上に存在する家屋が 2 戸以上あること。
------	---	--

(第 5 条第 1 項第 2 号)

補助対象事業	補助対象事業費	補助要件
危険度調査	調査・測量、地盤調査、安定計算に要する費用 ※補修・耐震補強に係る設計費を除く。	一団の造成宅地が次の事項に該当すること。 一 防災生活道路に接していること。 二 盛土の高さが 2 m 以上あり、当該盛土上に存在する家屋が 2 戸以上あること。

第 3 章 手続等

(補助金の交付申請及び決定)

第 8 条 この要綱に基づく補助を受けようとする区市町村は、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付申請書（別記共通第 1 号様式）に関係書類を添付して、知事に申請する。

2 知事は、前項の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定通知書（別記共通第 2 号様式）により区市町村に通知する。

3 知事は、前項の決定に当たり、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第 9 条 区市町村は、補助金の交付決定後、補助対象事業の内容等を変更する場合は、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定変更申請書（別記共通第 3 号様式）に関係書類を添付して、速やかに知事に申請する。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請を適当と認めるときは当該変更を承認し、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定変更承認通知書（別記共通第4号様式）により区市町村に通知し、適当と認めないときは交付決定を変更しないことを決定し、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定変更非承認通知書（別記共通第5号様式）により区市町村に通知する。
- 3 区市町村は、補助金の交付決定後、特別な理由が生じたことにより、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）の中止・廃止申請書（別記共通第6号様式）を知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）中止・廃止の承認・非承認通知書（別記共通第7号様式）により区市町村に通知する。
- 5 区市町村は、前項の規定により補助対象事業の中止を承認された場合であって、当該補助対象事業を再開するときは、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）の再開通知書（別記共通第8号様式）により、知事に通知しなければならない。

（進捗状況の報告）

- 第10条 知事は、必要に応じて区市町村に対し、随時、期限を定めて補助対象事業の進捗状況の報告を求めることができる。
- 2 区市町村は、前項の報告を求められた場合は、知事が定める期限までに、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）進捗状況報告書（別記共通第9号様式）により報告する。

（実績報告）

- 第11条 区市町村は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）完了実績報告書（別記共通第10号様式）に関係書類を添付して、速やかに知事に報告する。

（補助金の額の確定）

- 第12条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金額確定通知書（別記共通第11号様式）により区市町村に通知する。

（補助金の交付）

- 第13条 知事は、前条の規定により確定した金額について、区市町村から請求書（別記共

通第 12 号様式) による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(申請の撤回)

第 14 条 区市町村は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定通知書の受領後 14 日以内に、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付申請撤回申出書（別記共通第 13 号様式）により、補助金交付申請を撤回することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、区市町村が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 二 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- 三 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- 四 この補助金を他の用途に使用したとき。
- 五 補助対象事業に予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- 六 補助対象事業費の精算額が、補助金交付決定をした補助対象事業費に達しないとき。
- 七 この補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- 八 補助対象事業の内容及び事情の変更等により、補助対象事業費が減額になったとき。
- 九 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定取消通知書（別記共通第 14 号様式）により区市町村に通知する。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、区市町村に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、区市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 17 条 第 15 条の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次の第 1 号から第 3 号までの規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限

りでない。

- 一 違約加算金（100 円未満の場合を除く。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95%割合で計算する。
- 二 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その返還金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

（補助金の経理）

第 18 条 区市町村は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助対象事業の終了後 5 年間保存するものとする。

（監督等）

第 19 条 知事は、この要綱の補助金の適正な執行を図る観点から、監督上必要があると認めるときは、区市町村に対し、その施行する補助対象事業について、必要な措置を構ずるべきことを命ずることができる。

（その他）

第 20 条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則（平成 31 年 3 月 日付 30 都市整区第 717 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度東京都予算に係る補助金から適用する。

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付申請書

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

（1）目 的

（2）内 容

2 交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

第 年 月 日 号

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号により申請のあった東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金について、下記により交付することに決定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○ 印

記

1 交付決定額

2 条 件 等

補助金の交付に関しては、2（1）に定めるもののほか、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金（ 年 月 日付 都市整区第 号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補助金交付決定変更申請書

年 月 日 都市整区第 号により交付決定のあった東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金についてその変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 補助対象事業の完了期日

添付書類

記載要領

- 1 本変更申請書は、設計変更等により、交付決定を受けた補助金額等に変更が生じる場合に使用すること。
- 2 変更前・変更後の施行箇所を図示した図面を添付すること。

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日 第 号により変更申請のあった東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金交付決定について、下記により変更して交付することに決定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○ 印

記

1	交付決定変更額	金	円
2	交付変更額		
	交付決定変更額	金	円
	既交付決定額	金	円
	増（△）減額	金	円

3 条 件 等
補助金の交付に関しては、3（1）に定めるもののほか、東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金（ 年 月 日付 都市整区第 号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）等の定めるところによる。

第 号
年 月 日

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補助金交付決定変更非承認通知書

年 月 日 号による申請について、承認しないので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○ 印

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）

の

{	中 止	}
	廃 止	

 申 請 書

年 月 日 都市整区第 号により交付決定のあった東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）の補助金に係る事業を

{	中 止	}
	廃 止	

 をしたいので申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 中止又は廃止する理由

添付書類

中止又は廃止に係る必要な資料を添付すること。

第 年 月 日 号

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）

中止
廃止

 の

承認
非承認

 通知書

年 月 日 都市整区第 号により交付決定した東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）の補助金については、年 月 日 第 号の申請のとおり

承認した
承認しない

 ので通知します。

年 月 日

東京都知事 ○○ ○○ 印

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）の再開通知書

年 月 日 都市整区第 号により事業の中止を承認された 年度東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）を再開するので通知します。

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
進 捗 状 況 報 告 書

年 月 日 都市整区第 号により交付決定のあった東京都宅地耐震化推進事業
（がけ・擁壁対策）補助金に係る事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業別進捗状況（第 四半期末現在）
既交付決定額 A 金 円
契 約 金 額 B 金 円
進捗率（%） B／A %

添付資料

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
完 了 実 績 報 告 書

年 月 日 都市整区第 号により補助金の交付決定のあった東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）補助金に係る事業の実績について、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び補助対象事業費		
交 付 決 定 額	金	円
補助対象事業費	金	円
差引（△）減額	金	円

添付資料

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補 助 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日 都市整区第 号で完了実績報告のあった東京都宅地耐震化推進事業
（がけ・擁壁対策）補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

東京都知事 印

記

1	既交付決定補助金額	金	円
2	確 定 補 助 金 額	金	円
3	差 引 （ △ ） 減 額	金	円

第 号
年 月 日

請 求 書

請求金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、 年 月 日 都市整区第 号により確定通知を受けた東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。
なお、内訳は別紙の通り。

年 月 日

区市町村長 印

東京都知事 殿

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

区市町村長名 印

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補助金交付申請撤回申出書

年 月 日 都市整区第 号により交付決定のあった東京都宅地耐震化推進事業
（がけ・擁壁対策）補助金交付申請について撤回を申し出ます。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 撤回理由

添付書類

第 年 月 日 号

東京都宅地耐震化推進事業（がけ・擁壁対策）
補助金交付決定取消通知書

年 月 日 都市整区第 号で補助金交付申請の撤回申出のあった標記補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

年 月 日

東京都知事 印

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定取消額 | 金 | 円 |